

投票価値の格差是正を求める会長声明

このたび、福岡高等裁判所第5民事部は、（1）憲法上、人口比例に基づく選挙が原則とされ、できる限り投票価値の平等を確保しようとしており、「人口比例選挙の保障に通ずるものとも解される」こと、（2）国が「考慮された政策目的ないしは理由が投票価値の不平等という結果をもたらしていることに対して合理性を有することを基礎づける事実を主張立証しなければならない」こと、（3）昨年12月の衆議院議員総選挙におけるいわゆる「0増5減」は「十分なものといえないことは明らかなである」ことを述べ、「憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた」との判決を言い渡した。

全国14の高等裁判所及びその支部に一斉提訴された16件の訴訟のひとつであり、本年3月6日の東京高等裁判所による違憲判決を皮切りに、次々に違憲判決がなされている。

最高裁判所大法廷も、2011年3月、2012年10月においてそれぞれ衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙について違憲判決を言い渡した判決で、「投票価値の不均衡は投票価値の平等の重要性に照らしてもはや看過し得ない程度に達しており、これを正当化すべき特別の理由も見いだせない以上違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態に至っていたというほかはない」としている。

これまで事情判決という手段を用いて現実的な対応をしてきたにもかかわらず、何ら有効な措置を講じることなく先送りしてきた国会に対し、是正を求める最高裁判所をはじめとする司法の強い意思が表れているとみることができる。

そもそも投票価値の平等、即ち議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等は、憲法上の要請である（憲法14条1項、44条）。

そして、「国権の最高機関」（憲法41条）たる国会に国民の意思を的確に反映するための重要な条件であり、議会制民主主義、ひいては国民主権を支える要であるから、1人1票という価値は厳守されなければならない。

このことを棚上げにしたまま国会議員の定数を削減しようとする動きがあるが、国会は、投票価値の平等を確保する施策こそ急ぐべきなのである。

当会は、国会に対し、最高裁判所判決をはじめとする一連の違憲判決を重く受け止め、速やかに公職選挙法等の関連法を改正し、衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙における投票価値の格差を根本的に是正するための措置を緊急にとることを強く求めるものである。

2013年3月18日

福岡県弁護士会会長 古賀和孝